

平成23年第3回(3月)川南町議会定例会会議録(4日目)

平成23年3月17日(木曜日)

本日の会議に付した事件

平成23年3月17日 午前9時00分開会

- 日程第1 議案第26号 平成22年度交付建設第2-A109-1号松原・通山線松原下橋下部工事の変更請負契約について
- 日程第2 議案第5号 川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第6号 川南町児童プール条例の一部改正について
- 日程第4 議案第7号 第4次国土利用計画(川南町計画)について
- 日程第5 議案第16号 平成23年度川南町一般会計予算
- 日程第6 議案第17号 平成23年度川南町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第7 議案第18号 平成23年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第8 議案第19号 平成23年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算
- 日程第9 議案第20号 平成23年度川南町下水道事業特別会計予算
- 日程第10 議案第21号 平成23年度川南町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第11 議案第22号 平成23年度川南町介護保険特別会計予算
- 日程第12 議案第23号 平成23年度川南町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 議案第24号 平成23年度川南町水道事業会計予算
- 日程第14 議案第25号 教育委員会委員の任命について
- 日程第15 請願第1号 鶏糞等の既存処理施設及び鶏糞焼却施設に関わる山本地域環境保全に関する請願書
- 日程第16 発議第1号 川南町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第17 発議第2号 高病原性鳥インフルエンザ対策に関する意見書(案)について
- 日程第18 発議第3号 新燃岳噴火による降灰被害への支援に関する意見書(案)について
- 日程第19 今井伸二君の議員辞職の件について
- 日程第20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員(14名)

1番	—————	君	2番	徳弘 美津子	君
3番	長野 義勝	君	4番	黒木 則人	君
5番	今井 伸二	君	6番	江藤 和利	君
7番	内藤 逸子	君	8番	竹本 修	君
9番	中村 守	君	10番	米山 知子	君
11番	山下 壽	君	12番	久木野 清人	君
13番	濱本 義則	君	14番	河野 幸夫	君
15番	川越 忠明	君			

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 永友 尚登 君 書記 島岡 武 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	……………	内野宮 正英 君	副町長	……………	蓑原 敏朗 君
教育長	……………	佐藤 賢一郎 君	会計管理者 ・会計課長	……………	佐藤むつ子 君
総務課長	……………	吉田 一二六 君	総合政策課長	……………	諸 橋 司 君
農林水産課長	……………	押 川 義 光 君	農村整備課長	……………	横 尾 剛 君
建設課長	……………	村 井 俊 文 君	上下水道課長	……………	河 野 秀 二 君
農業委員会 事務局長	……………	高 松 秀 樹 君	教育総務課長	……………	永 友 好 典 君
生涯学習課長	……………	吉田 喜久吉 君	税務課長	……………	篠 原 浩 君
町民課長	……………	佐 藤 弘 君	環境対策課長	……………	黒 木 秀 一 君
健康福祉課長	……………	米 田 正 直 君	代表監査委員	……………	三 角 巖 君

午前9時00分開会

○議長(川越 忠明君) おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。しばらく休憩します。全員、議員控室に移動願います。

午前9時01分休憩

午後1時00分再開

○議長(川越 忠明君) 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

ここで、去る3月11日に発生しました、東北地方太平洋沖地震におきまして、被害に遭われました皆様に心からお見舞いを申し上げますと同時に、一刻も早い復旧をお祈りし、犠牲になられた方々と、ご遺族の皆様に深く追悼の意を表すために、1分間の黙祷を捧げたいと思いますので、ご賛同をお願い申し上げます。ご起立をお願いします。

黙祷

〔1分間の黙祷〕

お直りください。ご着席ください。

日程第 1 議案第26号 「平成22年度交付建設第2-A109-1号松原・通山線松原下橋下部工事の変更請負契約について」

を議題とします。朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(内野宮 正英君) それでは、議案第26号につきまして、その提案理由をご説明を申し上げます。

この議案は、平成22年第7回川南町議会臨時議会において議決いただきました、松原・通山線松原下橋下部工事の請負契約に変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、旧橋の右岸側橋脚を撤去したところ、右岸既設護岸ブロック積の根入れ不足が判明しましたので、洗掘等で護岸ブロック積の崩壊が危惧されるため、右岸ブロック積を10平方メートル追加し、崩壊の防止をさせていただくものでございます。

このため、当初の請負契約から26万3,500円の増額する変更契約を締結するものでございます。以上、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いをいたします。

○議長(川越 忠明君) 以上で提案理由の説明を終わります。これから、質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第26号 「平成22年度交付建設第2-A109-1号松原・通山線松原下橋下部工事の変更請負契約について」

討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第26号「平成22年度交付建設第2-A109-1号松原・通山線松原下橋下部工事の変更請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第5号「川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」

日程第3 議案第6号「川南町児童プール条例の一部改正について」

以上、2議案を一括議題とします。本、2議案は、総務常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務常任委員長及び文教厚生常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長(山下 壽君) 議案第5号「川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、関係職員の出席を求め、説明を受け、慎重に審査をいたしました。全員賛成で可決であります。以上で終わります。

○議長(川越 忠明君) 次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長(徳弘 美津子君) 議案第6号「川南町児童プール条例の一部改正について」、現地調査に出向き、関係課から説明を受けました。現在この周辺の対象児童は3名であるということです。全員賛成で可決であります。

○議長(川越 忠明君) 以上で、委員長報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第5号「川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」

討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第5号「川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号「川南町児童プール条例の一部改正について」

討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第6号「川南町児童プール条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案7号「第4次国土利用計画(川南町計画)について」

を議題とします。本議案は、総務常任委員会に付託されておりましたので、総務常任委員長の報告

を求めます。

○総務常任委員長(山下 壽君) 議案第7号「第4次国土利用計画(川南町計画)について」報告いたします。議案第7号国土利用計画については、国、県の計画を基本に作成するもので、川南町総合計画審議会に諮問し、答申をいただいたものです。審査の中で、今廃園になっているミカン園の扱いについて意見が出され、今後川南町としての方向性を早急に出すべきではないかとの意見はありました。全員賛成で可決であります。報告を終わります。

○議長(川越 忠明君) 以上で、委員長報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第7号「第4次国土利用計画(川南町計画)について」

討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第7号「第4次国土利用計画(川南町計画)について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第16号「平成23年度川南町一般会計予算」

日程第6 議案第17号「平成23年度川南町国民健康保険事業特別会計予算」

日程第7 議案第18号「平成23年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算」

日程第8 議案第19号「平成23年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算」

日程第9 議案第20号「平成23年度川南町下水道事業特別会計予算」

日程第10 議案第21号「平成23年度川南町介護認定審査会特別会計予算」

日程第11 議案第22号「平成23年度川南町介護保険特別会計予算」

日程第12 議案第23号「平成23年度川南町後期高齢者医療特別会計予算」

日程第13 議案第24号「平成23年度川南町水道事業会計予算」

以上9議案を一括議題とします。本、9議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長(山下 壽君) 議案第16号「平成23年度川南町一般会計予算」中、総務課関係について、関係職員の出席を求め、説明を受け、慎重に審査いたしました。全員賛成で可決であります。今回の予算は、統一地方選挙の年であり、骨格予算であります。歳入歳出の予算の総額は、61億2,200万円となり、平成22年度当初予算に比べ、3.3%の減であります。

歳入では、町税が13億302万3千円で、前年度比4.5%の減で、金額にして6,070万9千円あります。地方交付税は、23億7,060万2千円で、6.2%の増です。金額にして1億3,895万6千円あります。歳入全体を前年度と比べて町債を除きますと、5,890万4千円の減であります。

次に、歳出について説明いたします。今回の予算は、町長の説明にもありましたように経常経費を主体に予算計上されており、事業費については、継続的に実施しているもの及び国県補助事業のうち事業の執行上当初予算に計上しなければ支障が生じるもの等であります。その中で、7款1項4目、温泉施設費であります。温泉施設の老朽化など、大幅な改修費が今後見込まれることなどから、早急に政策会議等で審議していただき、今後の方向性を出すべきではないかとの意見が出ました。以上で報告を終わります。

○議長(川越 忠明君) 次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長(徳弘 美津子君) 議案第16号「平成23年度川南町一般会計予算」については、原案のとおり賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。61億2,200万円中の文教厚生常任委員会に付託されました事項につきまして、関係課職員の説明と現地調査を行い、慎重に審査を行いました。その審査経過と結果について報告いたします。

歳入ですが、11款分担金及び負担金は、各利用者の負担金であります。老人ホーム入所者負担金は42名の予定で1,273万4千円、保育所保護者からの負担金は8,812万1千円、児童クラブ負担金288万円は、80人予定で1カ月3千円の12カ月分となります。12款使用料の墓地使用料の共同墓地11万9千円は2基分です。中央墓地では現在66基が空いております。

歳出に移ります。一般会計から特別会計への繰出金は、国民健康保険事業特別会計へ1億7,222万9千円、介護保険特別会計へ1億8,161万4千円、後期高齢者医療特別会計へ5,765万1千円となります。3款民生費では、社会福祉費の負担金は社会福祉協議会をはじめ、例年どおりとなります。児童福祉費の児童措置費の私立保育所委託料2億6,046万6千円は、十文字、東、めぐみの保育所と町外に出している園に対しての委託料です。それに対する歳入としては、国、県からは、1億4,164万円、保護者負担金は、3,781万5千円です。残りの8,101万1千円が一般財源からとなります。子ども手当の歳出4億590万円は、歳入として国から3億646万2千円、県から4,971万8千円となります。同じく、民生費の中央保育所デッキポート工事360万8千円は、デッキ前面に降ろし屋根を付ける工事ですが、現地を確認したところ、足元の腐食が随所にみられ、仮のテープ補修をしていたり、児童が近寄らないようにするなど、非常に危険な状態であることから、早急に改善を求めます。4款衛生費のうち、保健衛生費に子宮頸がん等ワクチン3,968万8千円は、県の2分の1の事業です。公害対策費の手数料としては、河川水調査25カ所分93万6千円、消費安全対策交付金事業の手数料299万3千円は、口蹄疫、鳥インフルの埋却地周辺地下水調査128カ所、うち、鳥インフルは2カ所分で、年4回、1回5千円です。県からは2分の1の交付155万4千円となっています。塵芥処理費として、西都児湯環境整備事務組合負担金1億4,697万8千円ですが、内訳として西都児湯クリーンセンター分が7,354万6千円とエコクリーンセンター負担金が7,343万2千円です。10款教育費4項、社会教育費の放課後子どもプラン事業351万8千円は、県の3分の2事業として昨年は夏休みに行われていたものを、23年度は5月から2月まで毎週水曜日の放課後に3年生から6年生までの児童が対象で研修などを計画し、地域リーダーを育成するものです。同じ

く社会教育費の公民館費のうち、分館育成交付金826万2千円は、均等割15万円と戸数で交付するものです。戸数割については、200戸までは200戸に630円を乗じたもの、200戸以上については、戸数に630円を乗じたものです。24区中、200戸以下については、10分館になります。

議案第17号「平成23年度川南町国民健康保険事業特別会計予算」についてです。歳入歳出の総額を24億1,250万5千円とするものです。保険税については、6月に本算定となります。歳出については、実績による見込みです。国民健康保険税の加入者は6,809人、退職者は322人です。基金については、2,000万円程度ですが、1億円は最低必要であることから、早急にその金額に近づけるようにとの意見がありました。出産育児金については、60人を見込んでいます。賛成多数で可決であります。

議案第21号「平成23年度川南町介護認定審査会特別会計予算」、歳入歳出の総額444万3千円にするものです。歳入の他会計繰入金440万1千円の介護保険特別会計繰入金のうち、川南町から245万2千円、都農町から198万9千円です。歳出の介護認定審査会委員報酬は、審査会を年50回行うもので、5人の医師と18人の委員で毎週1回医師1名と4人の委員でローテーションで審査を行います。賛成多数で可決であります。

議案第22号「平成23年度川南町介護保険特別会計予算」です。歳入歳出の総額12億1,163万7千円とするものです。基金積立金を580万6千円とし、基金は約1億円です。給付費については、実績見込みによるものです。委員会の意見として、介護施設不足による待機者が数多くいると聞き、国、県に働きかけ、サービスが平等に行われるようにとの意見を付しての賛成多数で可決であります。

議案第23号「平成23年度川南町後期高齢者医療特別会計予算」です。歳入歳出の総額を1億5,238万6千円とするものです。歳入の後期高齢者医療保険料9,424万円のうち、普通徴収が303人、特別徴収が2,171人です。広域連合納付金は、算定による見込みです。賛成多数で可決であります。以上ご報告を終わります。

○議長(川越 忠明君) 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長(竹本 修君) 産業建設常任委員会に付託となりました、議案第16号、18号、19号、20号、24号について、所管職員の出席を求め、説明を受け、現地調査を行い、質疑、審査を慎重に行いました。その経過と結果について報告いたします。

5議案とも全員賛成で可決であります。

議案第16号「平成23年度川南町一般会計予算」中、産業建設常任委員会に関する事項について、報告します。主な歳出では、農林水産業費の農業振興費の負担金補助及び交付金中、850万円は、農業経営基盤強化資金利子補給(スーパーL)でございますが、160万円は新サンシャイン農業推進資金利子補給であります。園芸振興費の川南町園芸特産振興対策事業200万円は、町単独事業で、コスト縮減施設、エコ農業推進等先進技術導入に補助するものです。なお、補助率は事業費の4分の1であります。畜産事業費、畜産担い手育成総合整備事業補助金1,534万円は、

町営牧場の草地整備5ヘクタール、家畜保護施設1棟168平方メートルを建設するものであります。水産業振興費、漁業近代化資金利子補給補助金100万円は、漁船の設備更新等に際し、漁業近代化資金の融資を実行した金融機関に対し補助するものです。水産振興費の漁港建設費広域水産物供給基盤整備事業負担金3,900万円は、23年度においても漁港建設費事業に対し、事業費の10%を負担するものであります。土木費、道路新設改良費の工事請負費9,400万円は、鬼ヶ久保・十文字線道路改良工事、松原・通山線松原下橋上部工事費であります。

議案第18号「平成23年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算」この予算は歳入歳出の総額をそれぞれ2,393万1千円と定めるものです。歳入で主なものは、使用料及び手数料を前年同額の960万1千円とし、一般会計からの繰入金を前年から334万9千円減額の1,432万8千円の計上であります。歳出で主なものは、漁業集落排水施設整備事業費の934万5千円は、施設の改善により334万9千円減額されました。また、公債費では、元金、利子に1,448万6千円の計上であります。

議案第19号「平成23年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算」。この予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ927万2千円と定めるものです。歳入の主なものは、使用料及び手数料の370万1千円で、昨年より20万円減額であります。これは口蹄疫による使用料の減額であり、また、一般会計からの繰入金を前年から5万3千円減額の556万7千円計上しております。歳出の主なものは、営農飲雑用水施設整備事業費に487万7千円、公債費の元金、利子に419万5千円の計上であります。

議案第20号「平成23年度川南町下水道事業特別会計予算」この予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ1億2,854万2千円と定めるものです。歳入の主なものは、使用料及び手数料3,840万1千円、一般会計からの繰入金8,958万7千円であります。歳出の主なものは、下水道事業費の5,590万6千円、公債費の元金、利子に7,253万6千円の計上であります。

議案第24号「平成23年度川南町水道事業会計予算」平成23年度では、水道事業として給水戸数10戸減の6,300戸、1日平均配水量6,132立方メートル、年間223万8千立方メートルとして、収入の水道事業収益3億5,370万5千円は、前年度比6%の減、支出の水道事業費用を3億841万8千円は前年度比1%減の計上。なお、収益的収入の主なものは、給水収益3億3,566万4千円、受託工事収益1,240万円、その他の営業収益487万7千円、営業外収益の76万3千円の計上でございます。また、この戸数の減、排水量の減におきましては、昨年の中蹄疫に関する減であります。第4条の資本的収入及び支出で主なものは、資本的収入工事負担金5,000万円、資本的支出の建設改良費の内、設備工事費1億5,290万円ではありますが、これらはいずれも主に高速道路関係の配管布設替えに伴う予算計上であります。以上で報告を終わります。

○議長(川越 忠明君) 以上で、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第16号「平成23年度川南町一般会計予算」について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 議案第16号「平成23年度川南町一般会計予算」について、反対討論いたします。歳入歳出61億2,200万円、22年度当初予算に比べて2億1,215万円、3.3%の減額予算です。本町の財政状況は、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザによる町税の減収や国民健康保険税の減収に伴い、従前よりも厳しい財政運営を強いられることが見込まれ、平成23年度当初予算編成は、町長の改選期に当たるので骨格予算編成です。市区町村が予防接種助成制度をつくらなければ、当該自治体の住民は国の制度を利用できない仕組みとなっている小児肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチン、子宮頸がんワクチンの接種事業や住宅リフォーム事業の予算が組まれていることは評価しますが、23年度も行財政集中改革プランによる保育所の民営化など、町民の福祉や暮らしに密接な実施部門から手を引く予算です。学校給食調理業務は、県内の業者に委託して5年目の予算計上です。町職員2名配置されてはおります。21年度に実施された十文字保育所、老人ホームの社会福祉法人への譲渡も、給食調理場の安上がり論と同じ目的で強行されています。それに加えて、平成22年度から川南東保育所の民営化です。保育所、老人ホームともに国、県の補助、負担金は16年度及び17年度に一般財源化されました。予算の上では、歳入では地方交付税に算入されており、歳出では保育所、老人ホームともに委託料として計上されています。人件費がそれぞれ減額になりますが、正職員をすべて任用替えや配置転換を行うために保育所及び老人ホームの民営化による人件費の軽減はないように見受けられます。いずれにしろ、児童福祉や介護の現場の専門職員を失って平然としている自治体のあり方が問われていると思います。以上述べまして、学校給食業務委託、保育所、老人ホームの民営化に関連する予算の計上がされている平成23年度川南町一般会計予算について反対いたします。

○議長(川越 忠明君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員(河野 幸夫君) 議案第16号「平成23年度川南町一般会計予算」について、賛成の立場から討論いたします。本予算の総額は歳入歳出それぞれ61億2,200万であります。町長の改選期に当たり、骨格予算として経常経費を主体に新たに子宮頸がん等ワクチン接種委託料などの計上がしてあります。反対の討論もありますが、町住民のための予算であり、遅れないように一刻も早く可決していただきますように皆さんのご賛同をお願いして、賛成討論といたします。

○議長(川越 忠明君) ほかに討論はありませんか。これで討論を終わります。

これから議案第16号について、採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。したがって、議案第16号「平成23年度川南町一般会計予算」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第17号「平成23年度川南町国民健康保険事業特別会計予算」について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 議案第17号「平成23年度川南町国民健康保険事業特別会計予算」について、反対の討論をいたします。国民健康保険法は、その1条で、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とすると定めています。しかし今、社会保障の向上に寄与すると明記した国民の命と健康を守るための制度が手遅れによる多数の死亡者を生み出しているのです。背景には、個人の支払い能力を超える、高過ぎる保険料、税があり、この値上げに歯止めがかかっていません。保険料、税を払えない人や無保険の人が多数生み出され、国民皆保険の理念は崩壊の危機に瀕しています。国民健康保険税は、川南町でも毎年滞納者が増える傾向です。この保険料は、この20年間で1.6倍、1人当たり3万円も値上がりしました。民主党政府は、これを是正するどころか国保料を一層値上げすべきと地方自治体に号令をかけました。地方自治体は、国の悪政の下請け機関であってはなりません。自治体のあり方が問われています。国の言いなりに差し押さえなどの収納対策の強化に乗り出すのではなく、町民の生活実態をよく聞き、親身に対応する相談、収納活動に転換すべきです。最近の雇用情勢では、社保から国保への切り替えが進むにつれ、払えない国保税の問題が深刻化するの容易に推測できます。さらに、国保は保険証を取り上げるという制裁措置を持つ制度であり、高過ぎる国保は医療から町民を排除してしまいかねない、どうしても払える国保に転換する必要があると思います。国保会計については、医療費の推計と国保税が6月に確定されます。6月議会で補正される国保税の引き上げにならないよう、国民皆保険がこれ以上崩されないこと、そのためには国、県への制度拡充や財政的な支援について強く働きかけるよう要望して、反対討論といたします。

○議長(川越 忠明君) ほかに討論はありませんか。これで討論を終わります。

これから議案第17号について、採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。したがって、議案第17号「平成23年度川南町国民健康保険事業特別会計予算」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第18号「平成23年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算」について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第18号「平成23年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第19号「平成23年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算」について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第19号「平成23年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第20号「平成23年度川南町下水道事業特別会計予算」について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第20号「平成23年度川南町下水道事業特別会計予算」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第21号「平成23年度川南町介護認定審査会特別会計予算」について討論を行います。まず、原案に反対者の討論を許します。

○議員(内藤 逸子君) 議案第21号「平成23年度川南町介護認定審査会特別会計予算」について、反対討論いたします。介護保険制度の利用に決定的な役割を果たしているのが、要介護認定です。要介護認定は、介護を要する状態を正確に把握し、その人に最もふさわしいサービスの内容と量を判断するために行われるものです。介護保険サービス利用者の要介護を認定するための聞き取り調査について、厚生労働省は昨年度から認知症に関する項目を中心に14項目削減したため、正確な実態把握が一層難しくなりました。その内容は、自立の文言を介助されていないに改めるなど、用語の変更や部分的な手直しにとどまり、批判に根本的に答えるものではありません。現行の制度には多くの利用制限があります。第1に、そもそも40歳以上でなければ介護保険は使えません。第2に、利用を希望しても要介護認定で要支援以上と判断されなければ利用できません。身体的には自立していても、買い物や洗濯、掃除など、身の回りのことで困っている人は少なくありませんが、対象にはなりません。第3に、要支援の場合には、利用上の制限が厳しく、特定の福祉用具など希望しても利用できないものがあります。第4に、第2号被保険者の場合は、要支援、要介護と認定されても、その原因が特定疾患、疾病でない場合は利用できません。第5に、要支援、要介護のいずれの場合も、介護度によって保険で利用できる制限があるため、それ以上は全額自己負担をしなければ利用できません。第6に、利用が認められても利用料の負担が生じますので、負担できる範囲でしか利用できません。いつでも、だれでも、どこでも必要な介護サービスが負担の心配なく利用できる制度の改善を求めて介護認定審査特別会計予算についての反対討論といたします。

○議長(川越 忠明君) ほかに討論はありませんか。これで討論を終わります。

これから議案第21号について、採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。したがって、議案第21号「平成23年度川南町介護認定審査会特別会計予算」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号「平成23年度川南町介護保険特別会計予算」について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 議案第22号「平成23年度川南町介護保険特別会計予算」について、反対討論いたします。介護保険は、今年4月に発足から13年目です。介護保険制度が、当初にうたい文句にしていた介護の社会化、利用者本位などはどこへ行ったのでしょうか。高い介護保険料は取られ、要介護認定を受けたにもかかわらず、必要なサービスが利用できない。まさに保険料だけ取り立てて、介護なしといわれるように、家族介護の負担は重くなっています。川南町の高齢化率は増加傾向で、年々上昇しています。要支援者が多く利用している介護保険サービスの中に、ホームヘルパーによる掃除、洗濯、調理等の生活援助があります。政府は、市町村の判断で、要支援を保険サービスの対象外にできる仕組みを導入しようとしています。現在は、要支援と認定された人には保険サービスを受ける権利があります。しかし、見守りや配食等をボランティアに担わせる安上がりな総合サービスを新たに導入しようとしています。これは、要介護認定で要支援と認定された人を市町村判断で保険サービスの対象外にできる仕組みであり、給付費削減の強力な手段にされる危険があります。ヘルパーによる生活支援は、単なる家事の代行ではありません。支援を必要とする高齢者とコミュニケーションをとり、心身の状況を把握し、状態により働きかけることにより、生きて活動する意欲を引き出せるものです。高齢者が元気で利用者が少ないことがよいことです。しかし、必要な介護まで受けられないようになっては、利用者も家族も大変な負担となります。国が町民の暮らしを脅かす仕打ちをしてきたら、それに立ちはだかつて町民の暮らしと福祉を守る防波堤の役割を果たす、これが本来の自治体の仕事です。高齢者が住み慣れた家、地域で安心して生きがいを持って暮らせる町、川南を目指しているのですから、何よりも高齢者にとって必要な介護が受けられなくなったり、介護予防に逆行することのないよう、高齢者の実態を踏まえ、介護保険制度を抜本的に改革し、安心できる制度にしていくためには、国庫負担の大幅な引き上げが不可欠です。しかし、その財源を逆進性が明らかな消費税に求めることは、所得の再配分を通じて平等化を目指す社会保障のあり方として、根本的に間違っています。財源は国家財政、税制を国民本位に組み替えることで十分に確保が可能です。使える保険料と払える保険料と、利用しやすい利用料を訴え、社会保障としての介護保険制度の構築を求めて、反対討論いたします。

○議長(川越 忠明君) ほかに討論はありませんか。これで討論を終わります。

これから議案第22号について、採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。したがって、議案第22号「平成23年度川南町介護保険特別会計予算」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第23号「平成23年度川南町後期高齢者医療特別会計予算」について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 議案第23号「平成23年度川南町後期高齢者医療特別会計予算」につ

いて、予算は後期高齢者広域連合給付金が計上されています。私は、後期高齢者医療制度そのものに反対ですので、反対討論を行います。

この特別会計は、平成20年4月1日に発足した、後期高齢者医療制度に伴ってできた特別会計です。75歳以上のすべての人は、それまで加入していた国保や健保を脱退させられ、後期高齢者だけの独立保険に入れられました。75歳以上の人は、家族構成や就労状況、年収などに関わりなく74歳以下の人とは別の保険に強制的に囲いこまれたのです。1、これまで負担のなかった扶養家族を含め、1人1人から保険料を取り立てる。2、受けられる医療を制限し、差別する、別立て診療報酬を設ける。3、保険料は年金から天引きし、2年ごとに引き上げる。4、保険料を払えない人からは、保険証を取り上げる。となっています。また、後期高齢者医療制度を運営するのは、後期高齢者医療広域連合議会です。川南町からは、この広域連合議会に誰も選ばれていません。後期高齢者医療広域連合議会は、国が法律で加入させ、脱退も認められていません。運営主体は広域連合議会ですが、保険料の徴収、督促、保険証の受け渡し、受付、窓口業務など、住民と直接やり取りする業務の多くは川南町が担います。広域連合議会では、住民の声が届きにくい仕組みなど、問題点があります。保険料も後期高齢者の人口比率が増えるのに応じて自動的に引き上がる仕組みです。高い保険料や差別医療を押し付けるもので、廃止しかないと考えます。民主党政権のもとで高齢者医療制度改革会議報告が出されました。報告では、1、75歳以上の内、1,200万人は市町村国保に加入、200万人は被用者保険に移行、75歳以上の国保は、現役世代と別会計にし、都道府県単位で運営。2、国保は18年度を目標に、都道府県単位化。3、70歳から74歳の窓口負担を、13年度以降に70歳になる人から順次2割に引き上げ、75歳以上の低所得者に対する保険料軽減措置の縮小。4、現役世代の拠出金額は、加入者の給与水準に応じた総報酬割に変更するという新しい高齢者制度を示しました。75歳以上の高齢者を、別勘定にするという現在の後期高齢者医療制度の看板のかけかえに過ぎない上、国の財政負担をさらに減らすものとなっています。後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、老人保険制度に戻すとともに、必要な財政措置を行うことを求め、反対討論といたします。以上で討論を終わります。

○議長(川越 忠明君) ほかに討論はありませんか。これで討論を終わります。

これから議案第23号について、採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。したがって、議案第23号「平成23年度川南町後期高齢者医療特別会計予算」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第24号「平成23年度川南町水道事業会計予算」について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第24号「平成23年度川南町水道事業会計予算」については、委員長報告のとおり可決されました。

しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後1時58分休憩

午後2時08分再開

○議長(川越 忠明君) 会議を再開します。休憩前に引き続き本会議を続行します。

日程第14 議案第25号「教育委員会委員の任命について」を議題とします。本案は、人事に関する案件でありますから、質疑・討論を省略して、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、質疑・討論を省略して採決します。採決の方法は、無記名投票で行います。議場の出入りを閉めます。

ただ今の出席議員は、13名であります。次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に【長野 義勝】君及び【黒木 則人】君を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載して投票をお願いします。なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により反対とみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。順次投票願います。投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

これから開票を行います。【長野 義勝】君及び【黒木 則人】君、開票の立会をお願いします。

投票の結果を報告します。投票総数13票、その内賛成12票、反対1票。以上のとおり、賛成が多数であります。したがって、議案第30号「教育委員会委員の任命について」は、これに同意することに決定しました。議場の出入口を開きます。

日程第15 請願第 1号「鶏糞等の既存処理施設及び鶏糞焼却施設に関わる山本地域環境保全に関する請願書」

についてを議題とします。地方自治法第117条の規定によって、山下 壽君の退場を求めます。

〔山下 壽君退場〕

本請願は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長(徳弘 美津子君) 文教厚生常任委員会に付託されました請願について、ご報告をいたします。

請願第1号「鶏糞等の既存処理施設及び鶏糞焼却施設に関わる山本地域環境保全に関する請

願書」、この請願については、みやざきバイオマスリサイクル、以下MBRと発言させていただきます。と、宮崎環境保全農協、山下商事への現地調査を行い、各担当者の方の説明を受けました。現地調査では、悪臭は確認できませんでした。委員会では、まず、増設工事建設に当たっては手順よく説明するべきと意見があり、町としての対応はMBRに2月21日付けで説明会開催について申し入れをし、2月25日にMBRからの回答に対し、3月3日に再申し入れを行い、3月14日までの返答を求めましたが、当委員会開催中に返答を確認出来ていません。鶏糞貯蔵槽の増設工事に当たっては、確約書にある登り口1、2、3班住民だけでなく、周辺地域住民にも説明すべき。町と環境課と建設課と連携を持つべきである。それから、確約書にある、既存施設に関する事項についても、既存施設の部分の双方の見解の違いを明確にするべき。現地調査では、宮崎環境保全農協には14マスに鶏糞混合物が満杯で、山下商事には汚泥とおがくず、食品残さが入っていました。

以上請願1号については全員賛成で採択であります。ご報告を終わります。

○議長(川越 忠明君) 以上で、委員長報告を終わります。ただ今の委員長報告は、採択であります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

請願第1号「鶏糞等の既存処理施設及び鶏糞焼却施設に関わる山本地区環境保全に関する請願書」について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 請願第1号「鶏糞等の既存処理施設及び鶏糞焼却施設に関わる山本地区環境保全に関する請願書」について、賛成討論を行います。本請願は、川南町登り口の鶏糞発電事業、MBRにかかわる鶏糞等処理による悪臭根絶を求めるものです。第1に、請願の趣旨、理由について、平成15年以降MBRの計画に当たって、従来その地で行われた鶏糞等による悪臭根絶について、町と企業、地域住民と企業との協定が結ばれています。しかし、平成17年操業以来、悪臭公害は放置され、諸協定が履行されず、地域住民は悪臭のもとでの生活を余儀なくされているとしています。悪臭の原因として、1、MBRで全量焼却せず、既存施設において堆肥用として発酵処理をされている。2、ホワイトファーム系の施設を緊急時の一時保管だけでなく、鶏糞と汚泥の発酵処理機能を続けている。3、未完熟の堆肥が山本地区以外にも散布され、その取り扱いの基地になっているとしています。本町議会が、十分な調査と審査を行い、この状況を正すのは当然の責務ではないでしょうか。第2に、公害除去に対する町の確固とした対応です。平成15年12月、町は立地及び環境保全協定書をMBRと締結しました。協定書の第1条には、MBRの焼却施設の立地及び環境保全上の基本的事項を定め、施設の健全な運営と公害の発生を未然に防止し、施設及びその周辺はもとより、町内環境保全推進を目的とするとうたっています。施設及びその周辺とは、MBR事業に移行する結果となった宮崎環境保全組合、即ち宮環や、山下商事の施設を指しています。さらに、町内の環境保全推進を目的とするとは、本事業の背負っている町内環境保全への貢献です。

町長は、一般質問での私の質問に対し、悪臭は宮環の問題であり、協定事項ではないような答弁をされています。しかし、MBRと関連施設は一体のものとしてとらえるのは当然です。また、進達行為であり、町の誘致責任ではないかのような答弁がありました。進達とは、当該事業を有益な事業として認め、議会の決議を得たものです。当時、議会の議決に際し先輩議員は、町と企業との立地協定書、地域団体と企業との公害防止協定書の締結が前提であると主張し、町長もその立場で今日の立地及び環境保全協定書と地域団体との確約書となったものと思います。第3に、企業の社会的責任についてです。MBRの設立は、児湯食鳥などブロイラー企業による鶏糞の適正処理と、鶏糞焼却による電源開発という2重の目的で進められました。宮環や山下商事に依存していた鶏糞の中間処理と最終処分はなくなり、そのすべてがMBRの発電原料に移行しました。こうして既存施設による悪臭公害は消えるはずでした。MBRは、地域住民に示した確約書に関連企業に対する指導監督、改善調整など、責任をもって履行すると明記しているように、畜糞発電事業によって地域環境を守る意思を示していると思います。川南町との立地及び環境保全協定、地域住民との確約書に示した約束を守るのが企業の社会的責任です。しかし、現実には焼却灰の処理を名目に、鶏糞や汚泥堆肥の基地になってはいないでしょうか。町議会の現地調査において、宮環では鶏糞混合物を満杯に堆積しており、その上、事業主は、宮環はMBRの既存施設ではないと主張しています。これは、MBRと地域住民との確約書を無視し、独自の企業活動の表明です。独自の企業活動は、地元説明と同意なしには許されないはずです。また、山下商事の施設では、汚泥混合堆肥を製造しており、請願書のとおり町内への農地散布を裏付けました。さらにMBR自身、施設拡張の無断実施など、地域住民の不信を招いています。企業の社会的責任を果たすのが、地域との共存の基本だと思います。そうした立場から提出されている本請願が、皆様の賛同を得て採択されるよう希望し、賛成討論といたします。

○議長(川越 忠明君) ほかに討論はありませんか。これで討論を終わります。

これから請願第1号について、採決します。この採決は、無記名投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

ただ今の出席議員は、12名であります。次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に【今井 伸二】君及び【江藤 和利】君を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本案を委員長報告のとおり、即ち本請願を採択することに賛成の方は、賛成と、反対の方は反対と記載して投票をお願いします。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により反対とみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。順次投票願います。投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。【今井 伸二】君及び【江藤 和利】君、開票の立会をお願いします。

投票の結果を報告します。投票総数12票、そのうち賛成4票、反対8票。以上のとおり、賛成が少数であります。したがって、請願第1号「鶏糞等の既存処理施設及び鶏糞焼却施設に関わる山本地区環境保全に関する請原書」については、不採択とすることに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔山下 壽君入場〕

日程第16 発議第 1号「川南町議会委員会条例の一部改正について」を議題とします。朗読は省略します。提出者からの趣旨説明を求めます。

○議員(山下 壽君) 発議第1号「川南町議会委員会条例の一部改正について」、趣旨説明を行います。先の平成22年先3月定例会において、議員定数15人を次に行われます一般選挙から13人に改正したところでありますが、常任委員会は今までも3常任委員会で編成することになりました。このことによりまして、現行では1常任委員会の委員定数が5人と定めてありますが、委員会条例中第2条第2号の文教厚生常任委員会を4人に改め、同条第3号中の産業建設常任委員会を4人に改め、さらに議会運営委員会の定数が6人と定めてありますが、第4条の2第2項の議会運営委員会を4人に改めるものであります。以上のとおりであります。各議員の賛同を得て決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長(川越 忠明君) 以上で、趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

発議第1号「川南町議会委員会条例の一部改正について」討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり、決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第1号「川南町議会委員会条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第17 発議第 2号「高病原性鳥インフルエンザ対策に関する意見書(案)について」を議題とします。朗読は省略します。提出者からの趣旨説明を求めます。

○議員(竹本 修君) 発議第2号について、その趣旨説明を行います。なお、お手元に配布しております別紙意見書(案)を朗読して、趣旨説明といたします。

高病原性鳥インフルエンザ対策に関する意見書(案)

高病原性鳥インフルエンザについては、感染確認が相次ぎ全国的な拡大をみせているが、とりわけ宮崎県では、13例発生し、感染の拡大が止まらない状況となっている。

また、加えて、霧島連山新燃岳の噴火に伴う降灰により、都城市や高原町など周辺地域では農作

物や畜産関係施設等への被害も重なり、農家にとって終わりの見えない二重の苦しい闘いを強いられている。

おりしも本県においては、昨年の中蹄疫からの復興に向け歩み始めた矢先の出来事であり、養鶏関係者はもとより、県全体を震撼させる大きな衝撃が走っている。

特に、本県では、昨年目に見えない中蹄疫ウイルスとの4カ月にわたる戦いがあり、二度とこのような犠牲を繰り返すことのないよう、これまでの防疫活動の経験、ノウハウを生かし、県民一丸となって防疫対策に懸命に取り組んでいるところである。

国においては、養鶏農家や関連業者に対する具体的な支援を早急に示し、現場に安心感を与えるとともに、家畜伝染病の近隣諸国との連携を含めた防疫体制の早期構築が強く求められていることを踏まえ、下記の事項について迅速かつ柔軟な対応をきめ細かく講じられるよう強く要望する。

記

1 支援制度の充実を図ること

- (1) 殺処分、埋却等に係る経費及び殺処分された患畜や疑似患畜に対する補償については、その全額を国費で補てんすること。
- (2) 養鶏農家や関連業者に対する支援策を移動制限内外に関わらず、一律に講じること。
- (3) 移動制限により出荷遅延や入雛遅延のあった鶏農家に対する支援を行うこと。
- (4) 加工・流通業者等に対する支援策を講じること。
- (5) 養鶏農家の経営再建に向け、生活支援対策を含めた長期的な支援計画を確立すること。

2 風評被害による農畜産物等の価格の下落を防止するなど、消費者対策の拡充を図ること。

3 平成22年の中蹄疫や今回の高病原性鳥インフルエンザに対する防疫体制の在り方を検証し、現状に対応したより効果的な防疫体制を構築するため、「家畜伝染病予防法」等法制度の整備を含め適切な措置を講じること。

- (1) 中蹄疫や鳥インフルエンザが東南アジアで多く発生していることを踏まえ、これらの国々をはじめとした諸外国との情報交換会や定期会合を開催するとともに、家畜伝染病予防についての基本的なルールの締結を図ること。
 - (2) 空港や港湾等における防疫体制の強化などグローバル化する社会に対応した効果的な家畜伝染病の防疫体制及び発生に対するための危機管理体制を構築すること。
- 4 近隣のアジア諸国とも連携した感染経路の解明と情報の公開を図るとともに、野鳥の監視についても積極的な措置を講じること。
 - 5 今回の高病原性鳥インフルエンザの発生に対して地方自治体や関係機関が独自に行った対策に要した経費については、家畜伝染病のまん延防止は本来国の責務であることに鑑み、制度化された財政支援措置を早急に講じること。

- 6 高病原性鳥インフルエンザによる影響を受けた観光関連産業など中小企業に対する効果的な対策を早急に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月17日

宮崎県川南町議会

以上のおおりでありますので、各議員の賛同を得てご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長(川越 忠明君) 以上で、趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

発議第2号「高病原性鳥インフルエンザ対策に関する意見書(案)について」討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第2号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のおおりに、決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第2号「高病原性鳥インフルエンザ対策に関する意見書(案)について」は、原案のおおりに可決されました。

お諮りします。ただ今可決されました意見書の取り扱いについては、議長一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって意見書の取り扱いについては、議長一任することに決定しました。

日程第18 発議第 3号 「新燃岳噴火による降灰被害への支援に関する意見書(案)について」を議題とします。朗読は省略します。提出者からの趣旨説明を求めます。

○議員(山下 壽君) 発議第3号、皆様のお手元にあります別紙意見書案を朗読して、提案理由の説明とさせていただきます。

新燃岳噴火による降灰被害への支援に関する意見書(案)

宮崎県と鹿児島県境に跨る霧島連山・新燃岳は、平成23年1月26日午後3時30分頃に大きな噴火を起こし、これまで10数回にわたり、爆発的噴火が発生している。

さらに、鹿児島地方気象台によると「地表近くまでマグマが上がっており、噴火は続く可能性が高い」との見方が示され、今後の動向は、予断を許さない状況にある。

新燃岳近辺では、大量の噴石や降灰に見舞われ、住民の避難や小中学校の休校が続くなか、現

在も断続的に繰り返す噴火に、住民は恐怖におびえている状況にある。

なかでも、広範囲にわたる降灰の被害は、甚大であり、道路への被害、航空便への影響、大量の降灰堆積による住民生活への影響、農作物への被害、加えて風評被害が懸念されるなど、先の見えない状況に住民は大きな不安を抱えている。

特に、宮崎県においては、昨年の口蹄疫からの復興に向け歩み始めた矢先の出来事であり、高病原性鳥インフルエンザの発生と併せ、県全体に大きな衝撃が走り、産業界は戦々恐々としている状況である。

については、度重なる被害にさらされ疲弊した住民の不安を払拭するためにも、国においては、下記の事項について早急に対策を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 新燃岳の噴火により被災した地域について「活動火山対策特別措置法」に基づく指定（「避難施設緊急整備地区（第2条）」及び「降灰防除地域（第12条）」）を行い、当該地域における住民等の生命及び身体の安全並びに住民の生活及び農林漁業や中小企業等、影響を受ける業種の経営の安定を図ること。
また、同法第11条「降灰除去事業」について、早急に認定を行うとともに、認定までの期間に要した除去事業に対しても補助の対象とすること。
- 2 新燃岳の噴火による災害を、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害として指定し、法に基づく支援を速やかに実施すること。
- 3 降灰により被害を被った農産物に対する補償など、農家等に対する支援策を早急に講じること。
また、降灰による農産物への風評被害の発生が考えられることから、その対策を検討すること。
- 4 平成22年の梅雨前線豪雨によって農地等が被災し、既に事業採択を受けた被災箇所で、今回の降灰被害により増破（堆積層の増加）した分については、梅雨前線豪雨被害と一連の被害（計画変更）として対応できるように措置を図ること。
- 5 降灰除去事業についての特別交付税による措置については、補助事業の市町村負担の8割、単独事業の5割と定めてあるが、補助事業の対象とならない経費が多額に発生するため、単独事業の経費についても、補助事業と同じ8割の措置とすること。
- 6 降灰の影響を受けた教育・観光関連産業等に対する効果的な支援策を早急に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月17日

宮崎県川南町議会

各議員の賛同を得てご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長(川越 忠明君) 以上で、趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

発議第3号「新燃岳噴火による降灰被害への支援に関する意見書(案)について」討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第3号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり、決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第3号「新燃岳噴火による降灰被害への支援に関する意見書(案)について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただ今可決されました意見書の取り扱いについては、議長一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって意見書の取り扱いについては、議長一任することに決定しました。

日程第19 「今井伸二君の議員辞職の件」

を議題とします。地方自治法第117の規定によって、今井伸二君の退場を求めます。

〔今井 伸二君退場〕

議会事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長(永友 尚登君) それでは、朗読いたします。

平成23年3月17日

川南町議会議長 川越忠明 殿

川南町議会議員 今井伸二

辞 職 願

このたび、一身上の都合により、平成23年3月17日をもって議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上であります。

○議長(川越 忠明君) お諮りします。今井伸二君の議員の辞職を許可することにご異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、今井伸二君の議員の辞職を許可することに決定しました。

〔今井 伸二君 入場〕

日程第20「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」
を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。これで、平成23年第3回川南町議会定例会を閉会します。おつかれさまでした。

午後2時51分閉会
